



Title	優生保護法と障害者の人権 1950年代の断種（去勢）事件の検討
Author(s)	平田, 勝政
Citation	長崎大学教育学部教育実践研究紀要, 18, pp.147-155; 2019
Issue Date	2019-03-20
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10069/39086">http://hdl.handle.net/10069/39086</a>
Right	

This document is downloaded at: 2019-06-25T16:20:43Z

# 優生保護法と障害者の人権

## —1950年代の断種（去勢）事件の検討—

平 田 勝 政（長崎大学大学院教育学研究科）

### 1. はじめに

周知のように 2018 年 1 月に旧優生保護法による強制不妊手術に対する国家賠償請求訴訟が仙台地裁に提訴されたことを契機に、障害者の強制不妊手術問題に対する社会的関心がかつてない広がりが高まりを見せている。関係各障害者団体は被害の実態調査とその結果を公表し、関係学会等でも検証作業に入るといふ。長らく不問にされてきたこの人権侵害の発生原因とその歴史的背景を一層深く掘り下げた解明作業がきわめて重要な課題になってきている。

筆者は、20 年前から戦前の日本を中心に優生学思想・運動・政策が障害者の人権（生存・生活・教育）に及ぼした否定的影響とそれへの批判・克服努力の遺産の解明に微力ながら取り組み、その成果を発表してきた<sup>1)</sup>。しかし、今回社会問題化した戦後日本（とくに 1950 年代）における旧優生保護法の人権侵害に関する実証的研究は一定の言及はあるものの手薄であった。

そこで本稿は、拙稿（2004）で言及した千葉県旭療護園における「精神薄弱」者の断種（去勢）事件（1955 年）とその前年（1954 年）に鳥取県で起きた同様の事件に注目し、この 2 つの「精神薄弱」者断種（去勢）事件をめぐって当時優生保護法の問題点がどう議論され、どこに歯止めをかけられなかった原因があったのかについて、定年退職のため未完となるが中間報告として現段階で収集し得た関係資料を紹介し、若干の考察を加えて残しておくものである。

なお、すでに上記にみるように、今日不適切語となっている「精神薄弱」という用語が使用されているが、以下本文でも歴史的用語として使用することをお断りしておく。

### 2. 1954 年の鳥取県における「精神薄弱」者の断種（去勢）事件

まず、1954 年 6 月に鳥取県で人権侵害問題として顕在化した「精神薄弱」者断種（去勢）事件から見ていく。以下、当時の鳥取県の地方紙「日本海新聞」が報じた事件の関係記事を紹介する

①断種手術に行過ぎか、人権問題だと、法務局乗出す「日本海新聞」第 22182 号（3 面）  
1954 年 6 月 18 日

「男女性転換の手術が行われているこのごろ、これは親に鼻の手術をすると病院に連れられて行き手術をしたところ知らぬまに去勢されていることに驚いた精神薄弱者が五月十七日法務局倉吉支局に訴え出た。鳥取法務局では研究の結果、精神薄弱者といえども優生保

護法により断種の手術はできるが去勢手術はできないことになっているとの見解から、これは明らかな人権侵犯事件だとみて近く真相調査の命令手続を広島法務局を通じて法務大臣にとるという事件が起っている。去勢されたと訴えた男性は〇〇郡〇〇町〇農業〇〇〇〇氏三男◆◆氏（28）で事件は二十七年三月上旬ごろ◆◆氏が「嫁をもらってくれなければ家に火をつけてやる」などと両親をおどしたりなぐるけるの凶暴性を発揮するので、実母◎◎さん（57）が鳥取大学医学部附属病院神経科某医師に相談したところ、手術すればよくなるといわれ二十七年三月十八日◇◇さんが鼻の手術をするといって連れだし入院、同月二十八日手術を行い四月三日退院したが◆◆氏が手術の翌日二十九日手術の麻酔からさめ便所に行こうとしたところ歩行困難で去勢されているのに気づき驚いて退院とともに国警八橋地区署にその旨を訴えた。

同署で調べたが事件にならずそのままにしていたが、◆◆氏はさらに法務局倉吉支局に「知らぬまに去勢され、生きる望みもなく残念である」と憤慨して医師と母親を訴えたもの。◆◆氏は幼時から精神薄弱症であったが軍隊にも五年間おり、その後二回結婚したが妻はすぐ実家に帰っており最近も嫁をとってくれといっていた事実があるといわれる。

鳥取法務局ではこの事件の移送をうけ人権侵犯事件とみて資料収集のため◆◆氏、実父〇〇氏（67）などから事情を聞いたところ本人は「両丸を切り取られた」といい、実父は「凶暴性があるので断種手術をしてもらった」と述べているので当時手術した鳥大□□医師に手術の方法、断種手術か去勢手術かの回答を求めたが、これにたいし同医師は文書で「両丸を切り取った」と回答。これでは明らかな去勢であるとみて優生保護法二十八条「何人もこの法律の規定による場合の外、故なく生殖を不能にすることを目的として手術またはレントゲン照射を行ってはならない」との条文にふれるとして人権侵犯事件としてとりあげたもの。同法務局では◆◆氏について両親をおどかしたりはするが現在までのところ他人に害をあたえた事実はなく、ギターなどはうまくひいたりするといっている。なお手術した□□□□係医師も「三月二十八日に両親の要望で去勢手術をした」と語っている。

◇ △△鳥取法務局人権擁護課長談＝精神薄弱者といえども去勢手術をすることは禁止されている。人間を動物なみに考えこのようなことをすることは親、医師といえども人権侵犯だ。凶暴性があるとして断種をすることは法でもゆるされているが去勢により不能者にすることはけしからぬ。真相を調査して今後このようなことのないようにするとともに場合によっては関係当局へ告発する。

◇ 母親◎◎さんの話＝あの子は子供の時から凶暴性があったので脳の手術をすればよくなるのではないかと思ひ昭和二十七年三月十七日私が米子医大に連れて行き精神科の□□先生という人に脳の手術をしてもらったが、あまり良くならないのでさらに断種の手術をすれば凶暴性がなくなるから手術してみないかといわれるので、その時断種がどういうものか知りませんでした。よくなることであればと思ひ手術させたようなわけです。後から断種の意味につきましてそんなことであれば家族のものに相談して手術をすればよかったと思ひましたが、いまでは後悔しています。手術後は以前のような凶暴性もなく頭も多少はよくなってきたようです。

◇ ●●医学博士談＝鳥大医学部附属病院にいた当時その患者に脳の手術をした記憶はあるが去勢手術はしたことはない。精神病患者が凶暴性をもち興奮して他人に害を与えるような状態と認定したら家族の承諾があれば手術できる。私は、断種、去勢

の手術は精神病患者の場合は手術できる見解をとっている。精神病患者個人の人権も大切だが、多くの人に害をおよぼすという状態であれば多くの人権を守るためにしなければならぬ場合もあると思う。」（伏字と下線は筆者）

②去勢事件本格調査へ、広島法務局から指示「日本海新聞」第 22189 号（3 面）1954 年 6 月 25 日

「既報＝東伯郡〇〇町〇〇◆◆氏（28）の去勢事件について鳥取法務局では人権侵犯として広島法務局に報告していたが二十三日同局長から強制圧迫事件として調査するよう指示があり、本格的調査に乗出すことになった。この調査命令にもとづき◆◆さんが去勢手術を受けなければならない精神状態にあったかどうかなども調査されるが、〇〇人権擁護課長は廿四日◆◆さんと結婚したことの倉吉市某女から結婚当時の事情を聴取した。また七月一日には△△鳥取人権擁護委員連合会長、〇〇課長、□□係官らが鳥取大学医学部を訪れ、当時去勢手術をした医師などに事情を聞くとともに◆◆氏の父母からも事情を聞く。」（伏字と下線は筆者）

③そんなこととは知らず、去勢事件、母親らから聴取「日本海新聞」第 22203 号（3 面）1954 年 7 月 9 日

「既報＝東伯郡〇〇町大字〇無職〇〇◆◆氏（29）の去勢事件真相調査のため八日午前〇〇鳥取法務局長、△△同人権擁護課長、□□中部地区人権擁護委員長ら一行は現地に出張、同町役場〇〇支所で◆◆氏および実父〇〇さん（60）実母◎◎さん（58）二女□□さん（20）ら関係者十一名から手術当時の状況と◆◆氏に凶暴性があったかどうかについて実情をきいた。

◆◆氏が鳥取大学医学部付属病院で手術したとき同行した実母◎◎さんは「はじめ脳の手術をしたが、あまり経過がかんばしくなかったので当時、精神科の□□先生が断種手術をすれば凶暴性がなくなるからやってみないかといわれたので、ただ◆◆の凶暴性がなくなればと思って断種手術がどんなものであるかわからぬままに手術してもらった。しかし手術後は凶暴性もなくなり家族は喜んで」と供述。また実父〇〇さんは「◆◆が手術をしたときは付添って行っていないのでくわしいようすはわからないが、手術前はとくに凶暴性があり、ちょっとしたことから家族のものまで殴るけるの暴力を振っていたが、手術してからはときどき口では暴力的なことをいうが前のように殴るけるなどの凶暴性はなくなった。」と供述。その他関係者「実際に◆◆氏が家族のものにたいし暴力を振ったことはあまり見たことはないが、両親からときどき◆◆氏が暴力を振って困るということを聞いている」とそれぞれ証言した。

〇〇局長、△△人権擁護課長、□□中部地区人権擁護委員長ら調査団の一行は近く、さきに◆◆氏の手術を行った責任者鳥取市〇町〇〇精神病院長＝当時鳥大医学部長、〇〇〇〇同大学助教授らの実情を聴取した報告書を持寄り、〇〇医師らを人権侵害容疑で告発処分するかどうか最後結論を出す」（伏字と下線は筆者）

④去勢事件、“両足縛り手術室へ”、◆◆氏証言、医師は侵害免れぬか「日本海新聞」第 22204 号（3 面）1954 年 7 月 10 日

「東伯郡〇〇〇、無職〇〇◆◆氏（29）の去勢事件について鳥取法務局では真相調査を進めているが八日〇〇同局長、〇〇人権擁護課長、〇〇中部地区人権擁護委員長らの一行が現地調査を行ったさい、さらに◆◆氏から手術当時の状況、凶暴性があるかないかの点について事情を聞いたところ同氏は「二十七年三月十八日、母に鼻の手術をするのだからといわれて連れてゆかれ入院、初め脳手術を行い同月二十八日午前十時ごろ手術あとの糸をぬいてもらい私は退院するつもりで、母はいなかったが診察室にあいさつに行き、帰ろうとしたところ看護婦さん三名がきてまだ用事がありますとって帰るために持っていたカバンを取上げ、私はまた何か手術でもされるのかと思い、いやですから帰るといったが、その看護婦さんらのほかに一人の男がきて反抗する私の両手を後ろ手に、両足首をしばり寝台に上げられ全身麻酔の注射をされた。同日夕方六、七時ごろ麻酔からさめ便所に行こうとしたさい去勢されたことに気がついたものである」と述べ、凶暴性の点については「兵隊から帰る以前までは親子ゲンカもしたことはない。父母といい争うようになったのは二回目の嫁が帰ってからで、また嫁がいたころは私が気分が悪くちょっといい争うと両親が嫁を里行きさせるようにしむけそのことから親子ゲンカをしたことはある」といつている。

また調査団の一行は同氏が去勢手術前の精神状態について同氏の事情をよく知っている人、交際している人など町民十名から事情を聞いて回ったがこれらの人々は他人に害をあたえるような凶暴性はなく、また口論しても人になぐられるような人のよさがあるような男だと証言しており、同局では去勢手術をした医師らがいつている精神分裂症ではなく、また精神薄弱でも去勢手術を行うような状態ではなかったとの結論に達し、両親の〇〇氏（68）と◎◎さん（58）らは断種か去勢かの手術がどのようなものであるか知っておらず、ただおとなしくなればという理由だけで医師に依頼しているものであり、両親の処分についてはなお検討しなければならないが医師の行為は人権侵犯もはなはだしいとして近く人権擁護委員会を開き、今後の処分を決める方針でいる。」（伏字、下線は筆者）

#### ⑤去勢事件、不起訴処分を決る「日本海新聞」第 22374 号（3 面）1954 年 12 月 28 日

「鳥取地方法務局から移送された東伯郡〇〇町〇〇◆◆さん（28）の去勢事件について鳥取地検では去勢手術をした鳥取市□町△△精神病院△△博士と鳥大付属病院□□医師の傷害容疑について二十七日「医師の正当行為と認め罪とならず」として不起訴処分にした。同地検は、△△、□□両医師から事情を聞くとともに●●鳥大学長に鑑定を依頼したところ精神分裂症などの精神病には九州大学などでも去勢手術を行い効果をあげている事実もあり、また精神病治療のため去勢手術は学説上も認められているなどの点から不起訴処分としたもの。」（伏字は筆者）

以上、長々と記事全文を紹介してきたが、その記事（特に下線部）に見るように、当初事件は、④のように「医師の行為は人権侵犯もはなはだしい」とされていたものが、半年後の⑤では「精神病治療のため去勢手術は学説上も認められている」ことから「医師の正当行為と認め罪とならず」と判断され、不起訴処分に終わっている。詳細は不明であるが記事①の末尾にある「精神病患者個人の人権も大切だが、多くの人に害をおよぼすという状態であれば多くの人権を守るためにしなければならない場合もあると思う。」という見解（＝公共の福祉のためという公益優先の論理）が影響していると思われる。

### 3. 1955年の旭療護園「精神薄弱児」断種（去勢）事件の検討

#### (1) 事件の報道と概要

次に、拙稿（2004：647）で言及した千葉の旭療護園の断種（去勢）事件をさらに調査し、より詳細な報道記事を紹介・検討しておきたい。

まず、事件を報道した「千葉新聞」の記事を、報道の日時順に列挙すると、下記のようなになる。

- ①旭療護園の精薄児断種事件、四医師らを近く送検、明らかに法違反「千葉新聞」第 4963号（5面）1955.8.17
  - ②精薄児断種事件、きょう少年ら身体検査、法務局も調査へ「千葉新聞」第 4965号（5面）1955.8.19
  - ③精薄児断種事件、小林園長を取調べ、河内氏また園長告訴「千葉新聞」第 4969号（5面）1955.8.23
  - ④精薄児断種事件、“人工中絶された”、卵巣手術の少女供述「千葉新聞」第 4971号（5面）1955.8.25
  - ⑤旭療護園の不祥事また表面へ、死体を簡単に取り引き、解剖材料に提供「千葉新聞」第 5042号（5面）1955.11.5
  - ⑥（社会部のメモから⑦）旭療護園断種死体解剖事件、千大医師らに非難「千葉新聞」第 5094号（5面）1955.12.27
- 次に、「千葉新聞」以外の主な報道を列挙すると、下記のようなになる。
- ⑦収容の薄弱児に“断種”、千葉旭療護園、法的手続きもとらず？「毎日新聞（夕刊）」第 28468号（3面）1955.8.16
  - ⑧小林園長ら召喚か、千葉の精神薄弱児断種事件「毎日新聞（夕刊）」第 28469号（3面）1955.8.17
  - ⑨収容孤児三名を去勢、千葉・旭医療院、法の許可を受けず「日本経済新聞」第 25064号（11面）1955.8.16
  - ⑩優生保護法違反で送検、去勢事件「日本経済新聞」第 25065号（11面）1955.8.17
  - ⑪四少年らに断種手術、千葉旭療護園で許可なく「読売新聞（夕刊）」第 28277号（面）1955.8.16
  - ⑫これでよいのか優生保護法の適用／解説：優生保護法とは／法律にも大きな欠陥—医者自身がはきちがえる—（古沢嘉夫）／乱用しがち（篠崎信男）／道徳の筋を通して（山本杉）「読売新聞」第 28283号（?面）1955.8.22

このように事件は、地方紙「千葉新聞」にとどまらず全国紙「毎日新聞」「読売新聞」等でも報道されており、広範囲で事件は国民に知られたと判断される。

事件の概要については、拙稿（2004）で紹介したが、その後の経過を含んで上記の記事⑥が、下記のように簡潔にまとめ報じている。

「千葉市〇〇〇町の旭療護園は前理事と現理事をめぐるはげしい告訴合戦から、精神薄弱児の断種事件や患者の死体解剖事件などの不祥事が明るみに出され、世間を驚ろかせた。この事件はそれぞれ千葉署から千葉地検へ送られ、◎◎検事が取調べているが、関係者の処分決定は来春に持ちこされることになった。精神薄弱児の断種事件は昨年八月一日ごろ

旭療護園長◇◇◇氏（30）が千葉大の医師らに手伝わせて精神薄弱児四名のこう丸の切除を行ったというものである。

この事件は前同園幹事□□□氏（46）の告発から明るみに出され、当局は◇◇氏らが優生手術の申請もしないで手術を行ったこと、特にこう丸手術は優生手術として優生保護法に認められていない点から優生保護法違反、傷害などで取調べた。

ここで問題となったのは手術に立会った千葉大の医師が“こう丸の切除ということが違法とは知らなかった”と述べたことである。県医学の殿堂ともいわれる千葉大の医師が“法律を知らなかった”と供述したことは当時千葉大への非難となってあらわれた。われわれが法律を知らなかったからといって罪を許されたことはない。“当然知るべきことを知らないのは医師としての資格がないのではないか、そういう医師にわれわれの体が任せられるか”といったきびしい批判も出た。結局この事件は◇◇◇氏が“手術した少年たちは外に出て付近の婦女子に暴行を働く始末だったので、こう丸切除以外に良い方法がないと思った。しかしこれは行過ぎだった。”と事実を認めたが刑事問題はともかく、人道上からみて許せないといった意見が多かった。県衛生部もこの事件を知って驚ろき早速調査に乗り出したが、結局“優生保護法の解釈の問題”ということになった。もっとも申請手続きを怠った点については同療護園のとった処置が誤りであることを指摘している。

ところでこの事件を担当した千葉署の△△巡査部長であったが問題があまり大きくなったため、慎重に捜査をせねばと連日夜を徹しての取調べを続け、遂に神経衰弱気味になったという。長く尾を引いた精神薄弱児の断種事件も漸く忘れられようとしたところ、今度は同園前理事長◇◇◇氏は断種事件を告発された□□氏を相手どり“□□氏は収容中病死した患者を市長の発行する死体交付証明書もなしに、千葉大医学部に解剖材料として提供、謝礼金を貰った”と告訴して再び問題を起こした。（中略）この二つの事件はいずれも千葉大が関係していたため問題がより大きくなったといえようが、この泥試合の結果は旭療護園の内部が非常にもめているということを世間に知らせたに過ぎなかった。このように問題の多い旭療護園に精神薄弱児を収容しておくことは危険だとみた厚生省は、九月中旬収容施設としては不適格と判定、収容中の患者は都衛生局が適当な収容施設に転院させることになり、旭療護園は内科、外科の病院として再出発することになった。」

## （2）特集「これでよいのか優生保護法の適用」

注目すべきは、上記⑫に示した「読売新聞」が旭療護園の事件を「これでよいのか優生保護法の適用」との見出しで特集し、その冒頭で問題の所在について次のように言及したことである。

「このほど、千葉〇〇協会旭療護園で性行不良、ヒロポン中毒を理由に少年少女のこう丸、卵巣摘出などの去勢手術を許可なく行って問題を起した。昨年も鳥取県で凶暴性の息子に同手術を行い人権無視でさらいだが、この手術はいわゆる“断種”といわれ、優生保護法で認められてはいるものの、だれにでも適用できるものではないし、こう丸、卵巣の摘出は許されていない。したがって、旭療護園の事件は、手術の許可を得ていなかったことばかりでなく、人道上にも多くの問題を投げかけたものとして注目されているが、優生手術そのものについて、世間では妊娠中絶とか受胎調節などと混同しているむきが多いという。そこで、この事件を中心に、優生保護法や同手術に欠陥はないかーなどを識者に聞いてみ

よう。」

さらに記事は、「優生保護法とは」と題する解説をつけた上で3人の「識者」の見解を次のように紹介している。以下、順に紹介する。

**【法律にも大きな欠陥—医者自身がはきちがえる—（都立墨田病院産婦人科医長 古沢嘉夫）】**

「法律には、現実に即さないものが多い。優生保護法もその一つだ。この法律の最大の欠陥は純然たる優生上の手術と人工妊娠中絶、不妊手術、受胎調節など優生と関係ない手術が、同列に優生手術として規定されていることだ。しかも、その手術をやる場合、悪性遺伝を防ぐための優生学的見地からの手術は、本人とか配偶者、保護義務者の同意後、都道府県の優生保護審査会の承認を得てからでなくてはできないが、母性保護の立場から行う人工妊娠中絶や不妊手術は、本人の同意と医者との認定だけでできるという解釈で、手術者や医者が自分に有利な理由をたてるという矛盾がある。

例をあげると、精神病だから子供を生んでは困るので手術をしたいという場合、審査会にかけるのが正規の方法なのだが、これを身体が弱くて妊娠はムリだから、といった母体保護のための優生手術にしてしまえば、届出なくても手術ができるわけだ。こういった法律の欠陥と医者に優生保護法が十分に徹底していないことが、こんどの千葉の事件をひき起こした一因だと思う。

遺伝性の悪性疾病を防ぐための優生手術はもちろん必要なことだが、これは単独に法律で定めるべきで、母体保護、受胎調節などは別個の法律にすべきである。」（下線は筆者）

**【乱用しがち（人口問題研究所 篠崎信男）】**

「近代社会において、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するということは、だれも否定できない通念だ。だから、優生保護法によってその対象になる疾病者に、手術をすることは当然必要なことである。だが現在の優生保護法は、本来の優生の問題を拡大しすぎて受胎調節、人工妊娠中絶、不妊手術など、本質的にあいられない三つのものが混入していることが、末端の施策で迷わせる原因になっていると思う。だから、優生保護法を医師も本人も、自己に有利に判断して乱用しがちだ。千葉の問題、また人工妊娠中絶が一向におとろえないという実情も、その欠陥があらわれたものといえる。保護法の不徹底であることの一例をあげると、人工妊娠中絶できる理由として『現に数人の子を有し…』という要項が、この数人という限度の判定が明らかでない。これなど明らかに保護法の客観性のない盲点であろう。」（下線は筆者）

**【道徳の筋を通して、優生の誤解おそる（山本 杉）】**

「悪い種ほど繁殖率は高いのですから、優生手術の対象にすることは社会としても人類としても望むことです。少年感化院など特殊な青少年の収容施設の統計をみると戦後収容者の性交経験数はぐっと増加しています。こういう人たちを手術の対象にすることは問題ありませんが、こんどの事件のようにコウ丸や卵巣の摘出は問題で、あきらかに人権侵害といえましょう。

戦後増えた妊娠中絶についてもいえることですが、これらは科学的であると同時に道徳的な筋の通った考えのもとに行われることが大切ですし、また、正当な手続きをふまず、許可なく手術したことも問題です。保護者の承諾を得ていなかったことと合わせて大きな手落ちです。こうしたルーズさは戦後の社会全般のタガのゆるみと並行していますね。立



会いの医師が三十歳前後の人で思慮が足りず、断種を簡単に考えてしまったのではないのでしょうか。とにかくこのような事件で優生手術そのものが世間から誤解されることをおそれます。(医博) (下線は筆者)

このように3人の「識者」は、千葉の事件の背景にある優生保護法の欠陥や問題点(とくに「優生上の手術」=Aと「優生と関係ない手術」=Bとの混同、AへのBの混入→AとBの分離要求)を指摘するが、その一方で共通して、①「遺伝性の悪性疾病を防ぐための優生手術はもちろん必要なこと」(古沢嘉夫)、②「近代社会において、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するということは、だれも否定できない通念だ。だから、優生保護法によってその対象になる疾病者に、手術をすることは当然必要なことである。」(篠崎信男)、③「悪い種ほど繁殖率は高いのですから、優生手術の対象にすることは社会としても人類としても望むことです。少年感化院など特殊な青少年(中略)こういう人たちは手術の対象にすることは問題ありません」(山本杉)などと述べて、優生保護法に基づく「優生上の手術」を当然視した。ただ、「コウ丸や卵巣の摘出は問題で、あきらかに人権侵害といえましょう」と述べて優生保護法違反を戒めているが、そこまでで、優生保護法が日本国憲法に違反するという方向性や認識は皆無である。

結局、このような「識者」の見解が支配する中で、拙稿(2004:647)で言及したように、菅修(日本精神薄弱者愛護協会会長)は、機関誌「愛護」復刊第2号(1955.10)で「優生手術について」を論じて、優生保護法に違反しない合法的な優生手術を容認・推奨していくのである。

#### 4. おわりに

結論として、本稿は、1954~55年に起きた2つの断種(去勢)事件の紹介・検討を通して、現在問題にされている強制不妊手術問題発生の背景(一因)に、この2つの人権侵害事件の結末に見られる不起訴処分や曖昧決着があること、そのことが歯止めをかける好機を逸して逆に促進していることを指摘するものである。

今後の課題の第一は、1954年の鳥取県の「精神薄弱」者断種(去勢)事件をさらに調査し、その報道範囲(広がり)と影響、さらに不起訴処分の背景にある「精神病治療のため去勢手術は学説上も認められている」という見解の根拠を解明していくことである。

第二に、1950年代に開設された「精神薄弱」者施設において実施されていた断種(優生手術)の実態をより詳細に解明していくことである<sup>2)</sup>。

第三に、1950年代の優生手術問題の前提には、1930~40年代に展開されてきた優生運動と国民優生法による優生政策が歴史的基盤を形成してきており、その点の実証的解明がより精緻になされる必要がある。

#### <注>

1) 筆者のこれまでの研究成果は、下記のとおりである。

①拙稿(2001)「戦前日本における優生学の知的障害者福祉分野への影響に関する歴史的  
研究」『長崎大学教育学部紀要—教育科学—』第60号,37~44頁,2001年3月

②拙稿(2002)「大日本優生会の研究」『長崎大学教育学部紀要—教育科学—』第63号,15  
~29頁,2002年6月

- ③拙稿 (2004) 「日本における優生学の障害者教育・福祉への影響—知的障害を中心に—」  
(中村満紀男編著『優生学と障害者』所収, 明石書店), 629~654 頁, 2004 年 2 月
- ④拙稿 (2005) 『日本における優生学の障害者教育・福祉への影響とその克服過程に関する研究』(平成 14~16 年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)研究成果報告書: 課題番号 14510300), 全 114 頁, 2005 年 5 月
- ⑤拙稿 (2016) 「1930 年代の地方優生運動と障害者の人権—1931 年夏来日のジョンソン博士の優生学講演活動とその影響の検討—」『長崎大学教育学部紀要—教育科学—』第 80 号, 41~48 頁, 2016 年 3 月。今後これを (第 1 報) とする。
- ⑥拙稿 (2017a) 「近藤益雄著『この子らも・かく』ほか—連著作~ 一人一人の<人間のねうち>を高め、認め合うために~」『障害者問題研究』第 44 巻第 4 号, 74~78 頁, 2017 年 2 月
- ⑦拙稿 (2017b) 「日本の優生思想と障害者福祉・教育への影響」『発達障害白書 2018 年版 (特集・津久井やまゆり園殺傷事件を考える)』, 12~15 頁, 2017 年 9 月
- ⑧拙稿 (2018) 「1930 年代の地方優生運動と障害者の人権 (第 2 報) —愛知県の検討—」『長崎大学教育学部教育実践研究紀要』第 17 号, 147~154 頁, 2018 年 3 月。
- 2) 筆者は、(付記) に記した学会報告で、1950 年代の「精神薄弱」福祉施設一覧を配布し、その中から「亀亭園」に注目して、『宮城県亀亭園 30 年のあゆみ』(1980 年) の下記の一節を紹介して、その実態と理由を解明していく必要性を指摘した。
- 「その頃、亀亭園というと、ずるいところで、居る子供たち、片っ端から優性手術をやって、苦勞しないようにしている、なんて悪口を言われたこともありましたがね。…困るのは生理の問題なのです。…それで親たちと相談して女の子の優性手術をせざるを得なかった。」  
(115 頁) ※「優性手術」は「優生手術」の誤植と思われる。

(付記) 本稿は、日本特別ニーズ教育学会第 24 回研究大会 (2018 年 11 月 17~18 日、於・大阪体育大学) における「ラウンドテーブル VI: 優生保護法下の障害者への優生手術に関する研究交流」『日本特別ニーズ教育学会第 24 回研究大会発表要旨集』46~47 頁所収) で話題提供者として報告した内容のうち、戦前の国民優生法関係の報告を省略し、戦後の優生保護法下の「精神薄弱」者断種事件 (= 旭療護園事件) 関係の報告部分を、その後の調査で得られた 1954 年の鳥取県の断種事件に関する知見を加えて、まとめたものである。

